

独立行政法人国立循環器病研究センター中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき平成22年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立循環器病研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立循環器病研究センター中期計画を定める。

平成22年4月1日

平成23年5月17日改正

独立行政法人国立循環器病研究センター

理事長 橋本 信夫

前文

独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）は、昭和52年にがんに次ぐ死因の循環器病の克服を目的に設置された国立循環器病センターを前身とし、広く循環器病疾患の調査、研究を推進し、先進的な医療を目標に、循環器病の撲滅を目指して行く。

そのため、センターは、高度先駆的医療・研究開発の中で、新たなエビデンスに基づくガイドラインを提案するなど、循環器病診療の均てん化を推進する。また、循環器病研究開発における国内外の、人材育成等を推進し、センターを核とした循環器病研究開発に関するネットワークを構築し、情報発信を積極的に行っていく。

また、事業体として、業務運営の効率化に取り組み、国際的な臨床研究センターの基盤を築いていく。

センターは、前身の国立循環器病センターの成果を礎として、国民から信頼の得られる研究・医療を確実に提供し、その成果として得られた研究知見を臨床へ応用していく。

センターの病院と研究所は一体となって、引き続き政策医療の着実な実施とともに、高度な専門医療研究開発の担い手として、先駆的研究開発、及び先進医療の進展に貢献していくこととする。

こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成す

るために取るべき措置

1. 研究・開発に関する事項

センターが国際水準の研究を展開しつつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。

これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ継続的につなげられるよう、研究所と病院が高度の専門性を有した上で、その連携を強化する。

具体的には、研究所、病院の会議でそれぞれの問題意識を共有するとともに、臨床研究等を共同実施し、相互の交流を図り、研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 50%以上増加させる。

② 産官学等との連携強化

国内外の産業界、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との自発的・戦略的な連携がなされるよう、「医療クラスター」の形成等、他機関との共同研究を推進する体制を整える。

特に、企業との共同研究について、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 30%以上増加させる。

③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

センターの使命を果たすための研究（研究開発費を含む。）を企画し、評価していく体制を整備するとともに、研究を支援していく体制も充実させる。

④ 知的財産の管理強化及び活用推進

知的財産管理に当たっては、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）及び「知的財産推進計画」を踏まえ、研究成果の権利化と企業への技術移転等を推進するための部署を設置する。

また、知的財産の管理及び活用の推進に関する指針を「知的財産ポリシー」として策定し、センター内の職員に知的財産の活用への意識を高めつつ、外部の機関へも公表する。

ア 特許等の評価制度の確立

効果的な知的財産の管理については、事業化・ライセンス化を考慮した特許等の評価制度を確立し、職務発明委員会においては中期目標期間内に180件以上を審査し、特許出願に適切な研究成果を選定する。

イ 知的財産の活用の促進

知的財産の活用については、これらに係る手続き・文書管理等の有効な運用と企業と連携した事業化戦略によって、技術移転等の橋渡しを促す。さらに、海外展開をも視野に入れた事業化支援システムの構築を目指し、契約・交渉等に伴うマネジメント機能の充実を図る。

(2) 病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者 QOL の向上につながる臨床研究（治験を含む。）を推進する。そのため、センターで実施される臨床試験に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図り、治験依頼から契約締結までの期間を平均 50 日以内とする。

② 倫理性・透明性の確保

倫理性・透明性確保のため、臨床研究等に携わる職員に対する継続的な倫理教育の機会を確保し、センター職員の臨床研究倫理に関する知識と意識を高める。

また、臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげる。

これらの取り組みと併せ、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示することにより、臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努める。

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。

具体的な計画については別紙 1 のとおり。

2. 医療の提供に関する事項

医療の提供に当たっては、循環器病の緊急性・専門性を踏まえ、高度医療提供体制のさらなる整備はもとより、移植医学、人工臓器医学、遺伝子治療、本人の細胞から組織・臓器を作る再生医学等について、新しい治療法の創出及び積極的な臨床応用を推進することで、我が国の循環器医療をリードしていく機能を果たすこととする。

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

研究部門と連携し、その研究成果を活用し、かつ、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約して、高度先駆的な医療の提供を行うことにより、先進医療に取り組む。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

最新の知見に基づく標準的医療を安定した状態で提供する体制を整え、循環器病の医療の標準化のための実践に取り組む。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

① 患者の自己決定への支援

患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。

② 患者等参加型医療の推進

患者満足度調査の実施等、患者等参加型医療についての調査を行うとともに、病態や治療に係る様々な問題に関して患者の医療に対する理解を深めるための支援活動を推進する。

③ チーム医療の推進

医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行う。

具体的には、診療科横断的分野において、多職種から構成される院内診療チームによる回診を年に380回以上実施する。

④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、連携登録医療機関数を 5 年後には、平成 21 年度比 20%増を図るなど、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。

⑤ 医療安全管理体制の充実

医療安全管理の体制を整備し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を年 4 回以上開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。

⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

良質かつ適切な医療を効率的に患者に提供するため、救急医療、急性期治療から回復期リハビリテーションに至るまで、地域医療の質を全体として、かつ客観的に評価する体制を整備する。

(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

臓器移植法に基づき、成人例のみならず小児例における心臓移植を臓器移植ネットワークにおける基幹心臓移植施設として実施する。体外設置型及び植込み型の補助人工心臓を症例に応じて適用し、在宅療法を含め QOL の高い補助人工心臓治療を実施する。

また、適応症例に対するホモグラフトを用いた組織移植を円滑に実施する。

3. 人材育成に関する事項

(1) リーダーとして活躍できる人材の育成

循環器病領域の研究・医療におけるリーダーとして活躍できる人材を育成するため、教育・臨床プログラム数について、中期目標の期間中に平成 21 年度比 1.5 倍とするなど、医師、看護師、薬剤師、検査技師、リハビリテーション技師、研究者等の育成を積極的に行う。

(2) モデル的研修・講習の実施

循環器医療の均てん化推進を目的として、センター外の医療従事者等に対する職種ごとの各種研修を年 4 回以上企画・実施する。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

(1) ネットワーク構築の推進

循環器病について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、相互の交流を通じて、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。

(2) 情報の収集・発信

医療従事者や患者・家族が循環器病に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに、科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供を行うとともに、医療に関する技術援助、技術指導の要請に対応する。

5. 国への政策提言に関する事項

循環器病に関する研究・開発を推進する中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。

6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、循環器病に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。

(2) 国際貢献

国際学会への招聘や、海外からの研修の受け入れ等、循環器疾患の分野で大きく国際貢献する人数を中期目標の期間中で 200 人以上とするなど、我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。

さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）に基づき平成 22 年度において 1 %以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。

その際、併せて、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。

① 副院長複数制の導入

特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する

② 事務部門の改革

事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

（２）効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5 年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。

① 給与制度の適正化

給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。

② 材料費の節減

医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。

③ 一般管理費の節減

平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。

④ 建築コストの適正化

建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。

⑤ 収入の確保

医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（※）医業未収金比率の縮減に取り組む。

また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。

※ 平成 21 年度（平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点）医業未収金比率 0.07%

2. 電子化の推進

（1）電子化の推進による業務の効率化

業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。

また、電子カルテシステムの導入に向けて具体的な取り組みを行う

（2）財務会計システム導入による月次決算の実施

企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。

1. 自己収入の増加に関する事項

民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。

そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。

- (1) 予算 別紙2
- (2) 収支計画 別紙3
- (3) 資金計画 別紙4

第4 短期借入金の限度額

- 1. 限度額 2, 200百万円
- 2. 想定される理由
 - (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
 - (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
 - (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する計画

中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。

2. 人事システムの最適化

職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。

非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。

女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

3. 人事に関する方針

(1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。

また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

(2) 指標

センターの平成 22 年度期首における職員数を 1,010 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。

特に、技能職については、外部委託の推進に努める。

(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み

36,980 百万円

4. その他の事項

センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。

また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう努める。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙１）

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

循環器病は我が国の三大死因のうちの二つを占めるに至っており、健康寿命の延伸を大きく阻害している。

その克服のための研究・開発とその臨床応用・情報発信は、国民の生命予後の飛躍的改善に資するものであり、優れた創薬・医療技術の国内外への展開を図るものである。

このため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図りつつ、循環器病発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等、総合的に研究を進めていく。

具体的には、循環器疾患の解明と医療推進に大きく貢献する成果について、年5件以上とする。

かかる成果には、1) 循環器疾患に係る重要な物質や遺伝子及びその異常などの発見、2) 医療機器や再生医療における革新的基盤技術の創生数や革新的な発明件数、3) 医薬品、医療機器、診断・予防法などの TR 実施件数・製品化数などが含まれる。

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

① 循環器病の本態解明

循環器制御に関与する多彩な生体内の生理活性ペプチドやタンパク質等について、新規物質の同定、生理作用や作用機序、病態生理機能の解明等に向け、生化学、分子生物学、薬理学、ペプチド化学、細胞生物学、タンパク質工学、発生工学等の手法を用いた研究を推進する。

先天性のみならず、循環器病の発症には、患者個人の遺伝子変異・遺伝子多型が広く関与することから、循環器を構成する組織・細胞等の病態解析を遺伝子・ゲノムの側面からも行い、新しい診断法、治療法につながる病因遺伝子、疾患感受性遺伝子の探索のための研究を推進する。

② 循環器病の実態把握

ア 実態把握のための社会的基盤の整備

循環器病の登録を進めるために必要な社会的基盤の整備に必要な要件を解明する。

そのために疫学研究を通じて、循環器疾患の登録を行い、循環器疾患の罹患、転帰などの実態とその推移を把握するために必要な実施体制と連携体制について検討を行う。また循環器医療の地域間格差の把握と分析に関する研究等の解析を行う。

イ 循環器病の原因究明に基づく予防法の研究開発

大規模コホート研究等の疫学研究を実施することにより、循環器病の発生に関わる生活習慣等外的要因、加齢・遺伝素因等内的要因、及びそれらの相互作用を解明するなどに取り組み、循環器病のリスク・予防要因究明のための基礎的研究を推進する。

基礎的研究及び疫学研究などの知見に基づき有効な循環器病予防法の開発を行う。

③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進

病院と研究所の連携、医工連携、及び企業・大学を含めた産学官連携体制のもとで、トランスレーショナルリサーチ、臨床応用、製品化による普及を最終的な目標として、循環器病に起因する高度な機能障害を伴った臓器・組織の機能回復を目指した最新の知見に基づく再生医療技術に関する研究開発、最先端の医療機器を活用した診断及び治療法に関する研究開発を行う。

循環器病において、その予後を最も左右する因子である高血圧・糖尿病・脂質異常症等が引き起こす心血管微小病変等の予防、さらに動脈硬化に起因する心疾患・脳血管疾患・腎疾患等の予防に資する研究、並びにこれらの循環器有病者の最適な日常生活管理の提案・QOL向上に資する研究を推進する。

また、既存の予防手法について、有効性と安全性を検証するための研究を推進する。

高度先駆的な診断・治療法の開発の基盤となる、循環器病の発症メカニズム及び循環器病の特性を解明するため、バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進する。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

循環器病に関する画期的な医薬品、先進的医療機器に関する研究開発を推進する。

具体的には、循環器病の診断、治療、創薬の標的となるタンパク質、ペプチド等、及び医薬品候補となるペプチド、化合物等を探索・同定するとともに、その意義や有効性を検証する。

また、循環器病の機能代替医療、再生医療、イメージング等を可能とするための基盤研究及び基盤技術の開発を行うとともに、実際の診断・治療の技術及び機器の開発に取り組む。

これらの研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指した研究を推進し、特に、開発リスクが高い分野については、より積極的に実施する。また、臨床試験の安全性有効性の評価、臨床試験の方法などの開発に関する研究も実施する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内未承認の医薬品、医療機器について、治験等自主臨床研究を推進する。

これらにより、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を目指す。

（２）均てん化に着目した研究

① 医療の均てん化手法の開発の推進

ア インディケーターの開発

医療機関において広く使用される診断・治療ガイドライン等の作成に寄与するため、救急医療、急性期治療から回復期リハビリテーションに至るまで、地域医療の質を全体として、かつ客観的に評価する体制を整備する。

イ 人材育成に関する研究の推進

高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、循環器医療の均てん化に資する系統だった教育・研修システムの開発、人材育成ツールの開発を推進する。

② 情報発信手法の開発

ア 国民、患者向け情報の提供

循環器病に関する理解を深め、日常の健康管理を啓発するために、複雑な循環器疾患の成因、病態、進行などに関して分かりやすく説明する手法を開発し、教科書的な知識、センターでの研究成果に基づく知見を WEB 等で提供する。

イ 医療従事者向け情報の提供

a. 主要な循環器疾患について

学会等との連携、センターの研究成果に基づき、主要な循環器疾患の標準的な診療技術に関する情報を集積、提供する。

b. 希少な循環器疾患について

センターの症例経験に基づき、希少な循環器疾患の病態や診療技術について解説する。

ウ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進

科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討するための体制を整備する。

中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算（案）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	29,002
長期借入金等	1,453
業務収入	101,707
その他収入	15,370
計	147,532
支出	
業務経費	120,710
施設整備費	15,228
借入金償還	1,701
支払利息	144
その他支出	2,195
計	139,979

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）診療報酬改定は考慮していない。

（注3）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注4）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

〔人件費の見積り〕

期間中総額36,980百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

【運営費交付金の算定方法】

平成22年度は、業務の実施に要する経費を個々に見積り算出する。平成23年度以降、これを基礎として以下の算定ルールにより決定。

【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)について、以下の数式により決定する。

$$(A) = \{ [A(a) \times \alpha 1] + [A(b) \times \alpha 2] + [A(c) \times \alpha 3] \} \times \beta + (B) + (C)$$

A(a)：前年度における一般管理費（運営基盤経費）に係る運営費交付金

A(b)：前年度における専門医師等育成事業に係る運営費交付金

A(c)：前年度における専門医師等育成事業、一般管理費（運営基盤経費）及び退職手当を除く運営費交付金

 $\alpha 1$ ：一般管理費（運営基盤経費）に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な計数値を決定する。 $\alpha 2$ ：専門医師等育成事業に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。 $\alpha 3$ ：一般管理費（運営基盤経費）、専門医師等育成事業経費及び退職手当を除く運営費交付金に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。 β ：政策係数。法人の業務の進捗状況や財務状況、政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

B：退職手当相当額。毎年度の予算編成において決定する。

C：特殊要因経費。法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数】

 $\alpha 1$ ：0.97と置く。 $\alpha 2$ ：1.00と置く。 $\alpha 3$ ：0.99と置く。 β ：1.00と置く。

中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画＜案＞

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>132,754</u>
経常費用	<u>132,679</u>
業務費用	132,517
給与費	52,674
材料費	45,554
委託費	6,201
設備関係費	13,270
その他	14,818
財務費用	144
その他経常費用	18
臨時損失	<u>75</u>
収益の部	<u>133,763</u>
経常収益	<u>133,688</u>
運営費交付金収益	28,669
資産見返運営費交付金戻入	139
業務収益	104,679
医業収益	97,771
研修収益	24
研究収益	6,874
その他	10
土地建物貸与収益	92
宿舍貸与収益	48
その他経常収益	61
財務収益	0
臨時利益	<u>75</u>
純利益	<u>1,009</u>
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>1,009</u>

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

中期計画（平成 22 年度から平成 26 年度）の資金計画（案）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>147,532</u>
業務活動による支出	<u>120,855</u>
研究業務による支出	10,501
臨床研究業務による支出	9,983
診療業務による支出	84,420
教育研修業務による支出	8,698
情報発信業務による支出	1,799
その他の支出	5,454
投資活動による支出	<u>15,228</u>
財務活動による支出	<u>3,896</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>7,553</u>
資金収入	<u>147,532</u>
業務活動による収入	<u>130,910</u>
運営費交付金による収入	29,002
研究業務による収入	37
臨床研究業務による収入	6,733
診療業務による収入	94,914
教育研修業務による収入	24
その他の収入	201
投資活動による収入	<u>0</u>
財務活動による収入	<u>15,482</u>
長期借入による収入	1,453
その他の収入	14,029
前期よりの繰越金	<u>1,140</u>

（注 1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注 2）前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

（注 3）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

施設・設備に関する計画（案）

国立循環器病研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、医療機器等整備及び施設設備整備について、研究・医療の高度化及び経営面の改善を図るために必要な投資を行うものとする。

なお、本計画は、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
医療機器等整備	1,453	長期借入金等
施設設備整備 (内訳) 研究所新築整備	11,502	自己資金
合 計	12,955	